（注意事項）

１　有価証券の売買金額（デリバティブ取引に該当するもの及び法第２条第８項第８号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るものを除く。）を約定基準により記載すること。

２　「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第２条第１項第３号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに株式会社商工組合中央金庫法第33条に規定する商工債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第１項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第２条第１項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「電子記録移転権利」の欄には法第２条第３項に規定する電子記録移転権利に係るものを記載し、同条第１項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第３項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（（５－２）において同じ。）。

３　「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

⑵　［略］

（２－２）　電子記録移転有価証券表示権利等に関連する市場デリバティブ取引の状況

（単位：百万円）

取　引　の　種　類	委　　託	自　　己	計

（注意事項）

市場デリバティブの状況について、金融商品又は金融指標別に取引の類型（先物取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。

⑶　［略］

（３－２）　電子記録移転有価証券表示権利等に関連する店頭デリバティブ取引等の状況

①　電子記録移転有価証券表示権利等に関連する電子取引基盤運営業務に係る特定店頭デリバティブ取引等の状況

（単位：百万円）

取　引　の　種　類	媒　介　等	自　　己	計

（注意事項）

⑶①の注意事項に準じて記載すること。

⑵　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

［加える。］